

令和5年4月26日  
鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会  
座長 地頭 蘭 隆

### 当委員会における川内原発運転期間延長検証の考え方（案）

- 1 一昨年12月に開催した第16回専門委員会において、県からの依頼を当委員会としても了承した「川内原発の運転期間延長についての科学的・技術的な検証」を行う。
- 2 川内原発の特別点検、劣化状況評価、施設管理方針等に関しては、当委員会が設置した「川内原子力発電所の運転期間延長の検証に関する分科会」からの報告を以て検証を終了し、当委員会として分科会が行った検証を尊重する。
- 3 当委員会は、川内原発の運転期間延長に関し、これまで第17回から第19回委員会にかけて議論を行ってきたとおり、川内原発の運転期間延長に必要となる組織の運用体制や担当者の教育体制等に関する検証を行うこととする。
- 4 当委員会としての検証結果を県に報告するため、分科会検証報告に当委員会における検証結果を加えた形で、県に提出する報告書を作成する。
- 5 専門委員会報告書の構成は、分科会検証報告書の構成も踏まえ、次のようなフレームとする。

#### （報告書フレーム）

- (1) はじめに
  - (2) 検証の考え方
  - (3) 検証結果総括（検証結果・留意すべき事項）
  - (4) 個別の検証結果  
（まとめ・確認した事項・留意すべき事項・その他）
  - (5) むすび
  - (6) 資料
- 6 県から原子力規制委員会及び九州電力に対する要請事項を明確化するため、報告書の内容から必要な事項を抜粋し、別途「県に対する意見」として取りまとめた上で、同意見も含めて報告書として県に提出する。
  - 7 「県に対する意見」等については、県から原子力規制委員会及び九州電力に対して要請が行われた後、当委員会として状況のフォローを行う。

※ その他、当委員会は、運転期間延長検証の終了後においても、継続して、川内原発の安全性等に関する事項について確認・検証を行う。